

# 平成 2 3 年玉村町議会第 1 回定例会会議録第 5 号

---

平成 2 3 年 3 月 1 5 日 ( 火曜日 )

---

## 議事日程 第 5 号

平成 2 3 年 3 月 1 5 日 ( 火曜日 ) 午前 1 0 時 3 0 分開議

- 日程第 1 一般質問
  - 日程第 2 議案第 2 号 玉村町ふるハート交流館条例の制定について
  - 日程第 3 議案第 3 号 玉村町企業立地促進条例の制定について
  - 日程第 4 議案第 4 号 玉村町課設置及び分掌条例の一部改正について
  - 日程第 5 議案第 1 8 号 平成 2 3 年度玉村町一般会計予算
  - 日程第 6 議案第 1 9 号 平成 2 3 年度玉村町国民健康保険特別会計予算
  - 日程第 7 議案第 2 0 号 平成 2 3 年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
  - 日程第 8 議案第 2 1 号 平成 2 3 年度玉村町介護保険特別会計予算
  - 日程第 9 議案第 2 2 号 平成 2 3 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
  - 日程第 1 0 議案第 2 3 号 平成 2 3 年度玉村町下水道事業特別会計予算
  - 日程第 1 1 議案第 2 4 号 平成 2 3 年度玉村町水道事業会計予算
  - 日程第 1 2 陳情の審査報告
  - 日程第 1 3 開会中における所管事務調査報告
  - 日程第 1 4 閉会中における所管事務調査の申し出
- 

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 2 号 玉村町ふるハート交流館条例の制定について
- 日程第 3 議案第 3 号 玉村町企業立地促進条例の制定について
- 日程第 4 議案第 4 号 玉村町課設置及び分掌条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 1 8 号 平成 2 3 年度玉村町一般会計予算
- 日程第 6 議案第 1 9 号 平成 2 3 年度玉村町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 7 議案第 2 0 号 平成 2 3 年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 8 議案第 2 1 号 平成 2 3 年度玉村町介護保険特別会計予算
- 日程第 9 議案第 2 2 号 平成 2 3 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
- 日程第 1 0 議案第 2 3 号 平成 2 3 年度玉村町下水道事業特別会計予算
- 日程第 1 1 議案第 2 4 号 平成 2 3 年度玉村町水道事業会計予算

日程第 1 2 陳情の審査報告

日程第 1 3 開会中における所管事務調査報告

日程第 1 4 閉会中における所管事務調査の申し出

追加日程第 1 議案第 2 5 号 損害賠償額を定めることについて

追加日程第 2 議案第 2 6 号 平成 2 2 年度玉村町一般会計補正予算（第 8 号）

追加日程第 3 玉議第 1 号 玉村町議会委員会条例の一部改正について

出席議員（16人）

1番	笠原 則孝 君	2番	石内 國雄 君
3番	原 幹雄 君	4番	柳沢 浩一 君
5番	齊藤 嘉和 君	6番	筑井 あけみ 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	島田 榮一 君
9番	町田 宗宏 君	10番	川端 宏和 君
11番	村田 安男 君	12番	高橋 茂樹 君
13番	浅見 武志 君	14番	石川 眞男 君
15番	三友 美恵子 君	16番	宇津木 治宣 君

欠席議員 なし

---

説明のため出席した者

町 長	貫井 孝道 君	副 町 長	横堀 憲司 君
教 育 長	新井 道憲 君	総務課長	重田 正典 君
税 務 課 長	新井 淳一 君	健康福祉課長	松本 恭明 君
子ども育成課長	筑井 俊光 君	住 民 課 長	井野 成美 君
生活環境安全課長	高橋 雅之 君	経済産業課長	高井 弘仁 君
都市建設課長	横堀 徳寿 君	上下水道課長	原 幸弘 君
会計管理者兼会計課長	小林 訓 君	学校教育課長	大島 俊秀 君
生涯学習課長	川端 秀信 君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長	佐藤 千尋	庶務係長兼 議事調査係長	石関 清貴
主 査	関根 聡子		

## ○開 議

午前10時30分開議

議長（宇津木治宣君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

## ○日程の追加について

議長（宇津木治宣君） 本日は追加日程として、あらかじめお手元に配付しました追加議案3議案が提出されました。昨日14日午後1時30分から議会運営委員会が開かれ、追加日程の取り扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加議案について、本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、3議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

## ○動議の提出について

〔「議長」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君登壇〕

14番（石川眞男君） 停電の予定がありますので議事を確保する意味で、動議として日程第2、議案第2号から追加日程第3、玉議第1号までこれを日程の順序を変更し、先に審議することを求めます。

議長（宇津木治宣君） 動議に賛成の方。

〔賛成者起立〕

議長（宇津木治宣君） ただいま6人以上の賛成がありますので、動議は成立いたしました。

日程の順序を変更し、日程第2、議案第2号から追加日程第3、玉議第1号まで、これを先に審議することの動議を議題として採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（宇津木治宣君） 起立多数であります。

したがって、日程の順序を変更し、日程第2、議案第2号から追加日程第3、玉議第1号までを先

に審議することの動議は可決されました。

---

○日程第2 議案第2号 玉村町ふるハート交流館条例の制定について

議長（宇津木治宣君） 日程第2、議案第2号 玉村町ふるハート交流館条例の制定についてを議題といたします。

この議案につきましては、総務常任委員会に付託となっておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

筑井あけみ総務常任委員長。

〔総務常任委員長 筑井あけみ君登壇〕

総務常任委員長（筑井あけみ君） 議案第2号 玉村町ふるハート交流館条例の制定について。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

事件の番号、議案第2号、件名、玉村町ふるハート交流館条例の制定について、議決の結果、原案可決、議決の理由、内容は妥当なものとする。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

以上で総務常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものであります。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

○日程第3 議案第3号 玉村町企業立地促進条例の制定について

議長（宇津木治宣君） 日程第3、議案第3号 玉村町企業立地促進条例の制定についてを議題といたします。

この議案につきましては、経済建設常任委員会に付託となっておりますので、経済建設常任委員長の審査報告を求めます。

島田榮一経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 島田榮一君登壇〕

経済建設常任委員長（島田榮一君） 経済建設常任委員長の島田榮一でございます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第3号 玉村町企業立地促進条例の制定について、原案可決、内容は妥当なものと認める。

なお、詳細については別紙のとおりでございます。慎重審議の結果、本議案は表決の結果、全会一致で原案のとおり可決となりました。

以上でございます。

議長（宇津木治宣君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

以上で経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

---

○日程第4 議案第4号 玉村町課設置及び分掌条例の一部改正について

議長（宇津木治宣君） 日程第4、議案第4号 玉村町課設置及び分掌条例の一部改正についてを議題といたします。

この議案につきましては、総務常任委員会に付託となっておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

筑井あけみ総務常任委員長。

〔総務常任委員長 筑井あけみ君登壇〕

総務常任委員長（筑井あけみ君） 総務常任委員長の筑井あけみです。

議案第4号 玉村町課設置及び分掌条例の一部改正についての審査報告は、お手元の資料のとおりでございます。

たくさんの質疑が出た中、慎重に議論が進み、討論とし、町田委員からの討論があり、表決の結果としましては全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上のとおり報告申し上げます。

議長（宇津木治宣君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

以上で総務常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

---

- 日程第 5 議案第 18 号 平成 23 年度玉村町一般会計予算
- 日程第 6 議案第 19 号 平成 23 年度玉村町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 7 議案第 20 号 平成 23 年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 8 議案第 21 号 平成 23 年度玉村町介護保険特別会計予算
- 日程第 9 議案第 22 号 平成 23 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
- 日程第 10 議案第 23 号 平成 23 年度玉村町下水道事業特別会計予算
- 日程第 11 議案第 24 号 平成 23 年度玉村町水道事業会計予算

議長（宇津木治宣君） 次に、予算特別委員会に付託となっておりました日程第 5、議案第 18 号 平成 23 年度玉村町一般会計予算から日程第 11、議案第 24 号 平成 23 年度玉村町水道事業会計予算の 7 議案を一括議題といたします。

これより予算特別委員長の審査報告を求めます。

村田安男予算特別委員長。

〔予算特別委員長 村田安男君登壇〕

予算特別委員長（村田安男君） それでは、委員会審査報告をさせていただきます。

本委員会に付託の事件は、審査結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第 77 条の規定により報告をいたします。

事件番号、議案第 18 号 平成 23 年度玉村町一般会計予算、議決の結果、原案可決、内容は妥当なものと認める。

議案第 19 号 平成 23 年度玉村町国民健康保険特別会計予算、原案可決、内容は妥当なものと認める。

議案第 20 号 平成 23 年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決、内容は妥当なものと認める。

議案第 21 号 平成 23 年度玉村町介護保険特別会計予算、原案可決、内容は妥当なものと認める。

議案第 22 号 平成 23 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算、原案可決、内容は妥当なものと認める。

議案第 23 号 平成 23 年度玉村町下水道事業特別会計予算、原案可決、内容は妥当なものと認める。

議案第 24 号 平成 23 年度玉村町水道事業会計予算、原案可決、内容は妥当なものと認める。

以上、報告といたします。

議長（宇津木治宣君） 以上で予算特別委員長の審査報告を終了いたします。

これより予算特別委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

最初に、日程第 5、議案第 18 号 平成 23 年度玉村町一般会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第6、議案第19号 平成23年度玉村町国民健康保険特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第7、議案第20号 平成23年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第8、議案第21号 平成23年度玉村町介護保険特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第9、議案第22号 平成23年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第10、議案第23号 平成23年度玉村町下水道事業特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第 11、議案第 24号 平成 23年度玉村町水道事業会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

以上で予算特別委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより議案第 18号 平成 23年度玉村町一般会計予算に対する討論を求めます。

反対ですね。

町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君登壇〕

9番（町田宗宏君） こんにちは。予算案に対する反対討論を行います。

その前に、3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震、これは国内で観測史上最大のマグニチュード9.0を記録したと、いまだにその余震が続いております。死者は2,000人を超え、安否不明者は1万5,000人以上と、避難者は45万人を数えると、このように報道されております。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、一人でも多くの方の救出と一日も早い復興を祈念する次第でございます。

今回の地震で特に感じたことがあるのですけれども、1つは自然の力の偉大さですね。すごいですね、津波というのは、すごいと思う。それに比べて人間の無力さですね。本当に無力だとつくづく感じております。

2つ目は、アメリカの航空母艦の対応が非常に早かったこと。私実は、自衛官のときに統合幕僚会議の運用計画調整官というのをやらせていただいたのですけれども、日米共同作戦計画を立案する責任者だったのですが、当時はソ連が日本に攻めてくると、北海道に上陸するということが非常に懸念をされた時代だったのですが、そのときに日本を防衛するために自衛隊はもちろん北海道に行くのですけれども、そのときに米軍の来援がないととてもではないけれども、守り得ないと。その米軍の来援の一番重要な部隊が、アメリカの航空母艦の部隊なのです。それがいつ来るかによって日本の防衛ができるかどうかということだったのですけれども、今回のようにこんな早い、3日目にはもう航空母艦2隻金華山沖のほうに来たということで、アメリカにとってみますと、今度のこの日本の大規模な災害は軍事作戦そのものを行っているのではないかという感じがしてならないですね。

1つはロシア対処ですよ。ロシアは、今までのロシアの歴史をひもといてみますと、どさくさ紛れに必ず何かやるのです。それにまず対処するのだと。

もう一つは日本の災害対処、こういうことだと思いますけれども、そのアメリカ空母2隻の迅速な

対応に驚きました。

3つ目に、この被害復旧に当たって、やっぱり日本の力、日本人の力をぜひ発揮をしていただきたいというぐあいに考えております。

また、玉村町としては迅速に義援金を送ると、議会からも義援金を送るという措置がとられました。大変うれしく思っております。と同時に群馬県に駐屯をしておりました第12旅団、自衛隊は10万人程度の災害派遣の隊員を派遣すると、こういうことになっているのですけれども、相馬原におります第12旅団司令部ですので、司令下の部隊、新町の部隊もそうですね、そういった部隊から3,000人ほどもう既に災害派遣に任じております。12旅団司令部は郡山市に前線基地の指揮を設けたのですけれども、やっております。この中には、玉村町出身の人あるいは玉村町在住の人かなり含まれているのですね。したがって、もしできることなら町あるいは議会の代表者が第12旅団司令部などに行って激励をしたらどうかと、そのように考えております。私も群馬県隊友会長としてなるべく早く義援金を持っていくことにしております。

それでは、平成23年度玉村町予算案に対する反対討論を行います。次の理由によりまして平成23年度玉村町予算案に反対をします。

1つは、施政方針は美辞麗句が多く、具体性に乏しく、かつ予算案との関係において一貫性のない点は何点か見られると、細部については省略をいたします。

2つ目、小中学生広島体験研修、これは反戦・反核運動の洗脳教育あるいは左翼思想の偏向教育であると思います。

小中学校の教育の場を政治活動や思想教育に利用することは絶対に許してはならない、このように思います。さらに、群馬県下で玉村町だけが実施しなければならない必然性がないにもかかわらず、実施することになっていることは許しがたいことであります。

3つ目、全国学力テストには、全国の70%の小中学校が参加しているにもかかわらず、玉村町の小中学校は参加しないこととしております。全国学力テストに参加したほとんどの学校が、玉村町と同じようなそれぞれの市町村で実施する独自のテストを実施をしております。私が言いたいのは、玉村町の小中学校が特別に高度な教育をすべきだと言っているのではありません。全国の平均的な教育、普通の教育をするべきであると、このように言っているのであります。

4つ目、

友好都市交流事業を予算化することは、

、極めて重大な問題であると、このように考えております。

5つ目、昨年夏の猛暑に関連した小中学校の暑さ対策が何ら講じられていない。子供たちの勉強しやすい環境を整備することは、町の義務であります。

6つ目、小学校2名の英語指導助手の配置では、英語力の向上及び国際理解教育の充実を図れないと思います。費用がかかっても各小学校1名の英語指導助手を配置すべきであると思います。最近公表されましたベネッセ教育研究開発センターの調査によりますと、教員に新指導要領の内容で不安な点を聞くと、小学校では「外国語教育」が最も多く、65%であったと、これは3月14日付の上毛新聞に報じられているところでございます。

7つ目、違法状態にある臨時・嘱託職員について、何ら改善が見られない、しかも違法状態を放置しておいて平然としている町長が許せないのであります。

8つ目、補助金については算定基準があいまいでマンネリ化しています。特に私立幼稚園運営事業としての補助金はひどい。園児数比で計算すると、前橋市、高崎市、伊勢崎市の2倍以上の補助金の額であると、玉村町の補助金はね。それでは町民の賛同が得られないのではないかと思います。

9つ目、経済不況から脱却し切れていない状況下において、花火大会の経費を前年度300万円から800万円に500万円、前年度比約2.7倍も増額することは、町民の理解が得られないと思います。増額分は、東北地方太平洋沖地震の被災者に対する義援金としたらいかがでしょうか。

10項目め、予算案全般にわたって大きな企業に甘く、小さい企業や商店に対して厳しい予算案となっていると思います。これは浅見議員が指摘したとおりだと思います。例えば企業立地促進事業には1,500万円の補助金を、中小企業緊急支援事業には前年度比50%半減の1,000万円を、小口資金については前年度1,000万円を23年度は700万円に減額するなどであります。

最後に一言申し上げたいと思います。これは予算特別委員会でお話し申し上げたとおりでございますが、自衛隊でよく言われております言葉があります。私も防衛大学校の教官時代あるいは幹部教育のメッカであります富士学校で勤務したころよく言いました。「指揮官無能にして兵徒勞す」という言葉でございます。どうか町長には、もっとリーダーシップを発揮して素晴らしい力を発揮していただきたい。課長以下の職員の皆さんに徒勞させないようにお願いを申し上げまして、反対討論を終わります。

---

議長（宇津木治宣君） 休憩します。

午前10時52分休憩

---

午前10時55分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

---

議長（宇津木治宣君） 先ほど町田議員の発言に若干不穏当な部分があると認めましたので、議長

の裁量に任せさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） それでは、次に賛成の方の討論を求めます。

8番 島田榮一議員。

〔8番 島田榮一君登壇〕

8番（島田榮一君） 8番島田榮一でございます。本論に入る前に、先般の東北地方を襲った津波を中心の大災害に対しまして、心よりお見舞いを申し上げますところでございます。それでは、本論に入りたいと思います。

議案第18号 平成23年度玉村町一般会計予算について賛成の立場から討論を行います。

国政においては、来年度の予算案が衆議院を通過したものの、予算関連法案の成立の見通しが立たず、これまで経験したことのない不安定な状況が続いております。こうした中、平成23年度予算は貫井町長にとりまして2期目の最後となる編成となりましたが、第5次総合計画のスタートの年として町民の要望に沿った、そして将来の玉村町の発展を感じさせる予算であると高く評価するものであります。

一般会計予算総額は104億6,800万円、5.6%増の積極型予算となり、財政健全化路線を堅持しながらも企業立地促進など強固な財政基盤を築こうとする強い姿勢が感じられます。また、安心安全、健康、子育て、さらに町民との協働について積極的に取り組まれております。特に群馬DESTINATIONキャンペーンを機に、新たに観光事業に取り組み、玉村町を全国にPRすること、町の知名度を上げることは町民に自信と誇りをもたらすものであると高く評価するものであります。

先ほど予算特別委員会での審査を経てご報告をいただきましたように、本案を可決すべきものと決定を見たという報告がございました。今後政治経済の動きに不安定要素が多く予想され、さまざまな課題に直面することもあるかと思いますが、さらに健全財政の堅持に努められて町民の理解と協力を得ながら元気な玉村町を築くための予算の執行に努められることを要望して、本予算案に対する私の賛成討論といたします。

議長（宇津木治宣君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。

異議がありますので、起立により表決を行います。

委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（宇津木治宣君） 起立多数であります。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

これより、議案第19号 平成23年度玉村町国民健康保険特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第20号 平成23年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第21号 平成23年度玉村町介護保険特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第22号 平成23年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第23号 平成23年度玉村町下水道事業特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第24号 平成23年度玉村町水道事業会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

---

## ○日程第 1 2 陳情の審査報告

議長（宇津木治宣君） 日程第 1 2、陳情の審査報告についてを議題といたします。

総務常任委員会に付託しておりました受理番号 1、公契約で働く人の「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」を実現し、経済成長につなげる「公契約基本法」の制定を求める意見書採択の陳情について、総務常任委員長の審査報告を求めます。

筑井あけみ総務常任委員長。

〔総務常任委員長 筑井あけみ君登壇〕

総務常任委員長（筑井あけみ君） 総務常任委員長の筑井あけみでございます。陳情審査報告を申し上げます。

受理番号第 1、公契約で働く人の「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」を実現し、経済成長につなげる「公契約基本法」の制定を求める意見書採択についての陳情についての審査報告。

本件につきまして、陳情者に当日説明を求めました。資料の中にありますように、説明を聞き、質疑のほうを議論していただき、委員の意見をいただきながら、本陳情は採決の結果、趣旨採択となりました。

以上、報告申し上げます。

議長（宇津木治宣君） これより総務常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

以上で総務常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の審査報告は趣旨採択とするものです。委員長の報告のとおり趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

---

### ○日程第 1 3 開会中における所管事務調査報告

議長（宇津木治宣君） 日程第 1 3、各委員長から、開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第 7 7 条の規定により議長に提出されました。

報告書は、お手元に配付したとおりであります。

---

### ○日程第 1 4 閉会中における所管事務調査の申し出

議長（宇津木治宣君） 日程第 1 4、閉会中における所管事務調査の申し出を議題といたします。

各委員長から、玉村町議会会議規則第 7 3 条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中における所管事務調査の申し出がありました。

各委員長から申し出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することに決定いたしました。

---

### ○追加日程第 1 議案第 2 5 号 損害賠償額を定めることについて

### ○追加日程第 2 議案第 2 6 号 平成 2 2 年度玉村町一般会計補正予算（第 8 号）

議長（宇津木治宣君） 追加日程第 1、議案第 2 5 号 損害賠償額を定めることについてと追加日程第 2、議案第 2 6 号 平成 2 2 年度玉村町一般会計補正予算（第 8 号）の 2 議案を一括議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第 1、議案第 2 5 号と追加日程第 2、議案第 2 6 号の 2 議案を一括議題といたします。

これより町長の提案理由の説明を求めます。

貫井町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第25号及び26号の提案理由の説明を申し上げます。

議案第25号、26号ですね、平成22年度玉村町一般会計補正予算（第8号）について説明申し上げます。

議案第25号につきましては、平成19年12月25日午後9時45分ごろ、玉村町大字福島1294番地2の先の町道2108号線で、玉村町にお住まいの方が自転車で帰宅途中、道路わきのふたのない水路に転落しけがを負ったものでございまして、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額を定めるものでございます。

議案第26号の補正予算につきましては、その損害賠償額として1,456万5,000円を追加するとともに、先週11日に発生いたしました「東北地方太平洋沖地震」の被災者の皆様への見舞金として380万円を追加するものでございます。

今回の地震により、犠牲になられた方々並びにご遺族の皆様方に対しまして心からお悔やみを申し上げますとともに、一刻も早く復旧が進み、平穏な日常生活へ戻れますことをお祈り申し上げる次第でございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 追加日程第1、議案第25号 損害賠償額を定めることについてに対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第2、議案第26号 平成22年度玉村町一般会計補正予算（第8号）に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

### ○追加日程第3 玉議第1号 玉村町議会委員会条例の一部改正について

議長（宇津木治宣君） 次に、追加日程第3、玉議第1号 玉村町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

これより提案理由の説明を求めます。

筑井あけみ議員。

〔6番 筑井あけみ君登壇〕

6番（筑井あけみ君） 玉議第1号につきまして、玉村町議会委員会条例の一部改正について、玉村町議会委員会条例（昭和63年条例第12号）の一部を別紙のとおり改正したいと思ひまして、提案を申し上げます。

めくっていただきますと、玉村町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条の表、総務常任委員会の項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

裏側にその新旧対照表がありますので、そちらでご理解いただきたいと思います。

2、経営企画課の所掌に関する事、このような条例は平成23年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長（宇津木治宣君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

議長（宇津木治宣君） ちょっと休憩いたします。

午前11時12分休憩

---

午前11時30分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

## ○発言の取り消し

議長（宇津木治宣君） 先ほどの議案第18号 平成23年度玉村町一般会計予算について、町田議員の反対討論の中で議員生活の私生活にわたる問題、その他友好都市に関する問題、不穏当の発言があったとありましたので、町田議員のほうから文言の整理については議長に一任するという申し出がありましたので、私はこれを了解いたしました。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 引き続いて会議を進めます。

## ○日程第1 一般質問

議長（宇津木治宣君） 次に、一般質問に移ります。

日程第1、一般質問を行います。

初めに、15番三友美恵子議員の発言途中の部分について発言を許します。

三友議員。

〔15番 三友美恵子君発言〕

15番（三友美恵子君） 東北地方太平洋沖地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。このような未曾有の非常事態でありますので、私の一般質問は以上で終了いたします。

---

議長（宇津木治宣君） 次に、9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君登壇〕

9番（町田宗宏君） 9番の町田でございます。一般質問を1時間にわたってしていると、大変皆さんにご迷惑かかるのではないかと、こう思いますので、私が通告書をもとにしましてこういう質問をしようとしていたという細部についての資料を昨日一生懸命書き上げました。したがって、これを質問の相手は町長と教育長ですので、お二人にお渡ししまして、後日回答をしていただきたいと、このように思います。お二人に資料をお配りいたします。（P252～P261「町田宗宏議員の一般質問通告書質問事項及び質問の要旨に対する文書答弁」参照）

それで、一言ちょっと申し上げたいことがございますが、それはこの3月末をもちましてお二人の課長さん、松本課長さんと横堀課長さんが退職をされるというぐあいに承っております。お二人には長年にわたって町の発展と町民の幸せのために、一生懸命努力をされてこられました。このお二人が残された功績、物質的なものと精神的なものがあるかと思いますが、物心両面にわたるご功績は未来永劫にわたって町民の皆さんやこの役場の職員の後輩に引き継がれまして、さん然と輝き続けていくものと思っております。長い間本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。どうか末永くご家族ともども健康に恵まれまして幸せな人生を送られますようご祈念申し上げ、一般質問を終わりたいと思います。

終わります。

---

議長（宇津木治宣君） 休憩いたします。

午前11時34分休憩

---

午前11時35分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

---

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） ただいまの町田宗宏議員からの一般質問につきましては、文書で回答すると

いうことをご了承願いたいと思います。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 新井教育長。

〔教育長 新井道憲君登壇〕

教育長（新井道憲君） ただいま町田議員さんにご質問いただいた細部の質問につきましては、文書をもって回答させていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

---

議長（宇津木治宣君） 休憩します。

午前11時36分休憩

---

午前11時36分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

---

議長（宇津木治宣君） 次に、10番川端宏和議員の発言を許します。

〔10番 川端宏和君登壇〕

10番（川端宏和君） 議席番号10番の川端宏和でございます。議長の許しを得ていますので、一般質問をさせていただきます。

この最悪な情勢を勘案しまして、また計画停電も0時20分には予定されております。第1回目の私の質問に対しましては、通告してありますので、町長より明快な答弁をいただけるものと信じ、2回目の質問は辞退させていただきます。

また、さきの東日本を襲った大地震により、被害の実態が明らかになるにつれて、いたたまれぬ気持ちになります。亡くなられた人たちの冥福を祈るとともに、哀悼の意を表するものであります。一日も早い復興を願ひまして、私の質問といたします。

以上、ありがとうございました。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 10番川端宏和議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、私の施政方針についてでございます。

---

議長（宇津木治宣君） ちょっと町長、休憩します。

午前11時38分休憩

---

午前11時38分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

---

町長（貫井孝道君） 川端宏和議員のご質問については、今まで各議員の質問の中でお答えしたのがほとんどしてありますので、あとはこの答弁書を川端議員に渡すということで、私の一般質問の回答とさせていただきます。（P262～P265「川端宏和議員の一般質問通告書質問事項及び質問の要旨に対する文書答弁」参照）

議長（宇津木治宣君） 10番川端宏和議員。

〔10番 川端宏和君発言〕

10番（川端宏和君） ありがとうございました。以上で終わります。

---

### ○字句等整理委任について

議長（宇津木治宣君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては議長に委任することに決しました。

---

### ○町長あいさつ

議長（宇津木治宣君） この際、町長から発言を求められております。

貫井町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 平成23年玉村町議会第1回定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

まず、3月11日午後2時46分ごろ、三陸沖を震源に国内観測史上最大のマグニチュード9.0の地震が発生し、津波、火災などにより三陸地方の海沿いの市町村は壊滅状態となりました。多くの死者、行方不明者を出しております。いまだ復興の見通しは立っておりません。被災されました方々に対しまして、改めて心よりお見舞いを申し上げますと同時に、一刻も早い復旧を願う次第であります。

当町におきましては、計画停電等による対応に職員が追われている状況であり、議会の皆様にはご迷惑をおかけし、大変申しわけなく思っております。

さて、本定例会は3月2日に開会されまして本日までの14日間、議員の皆様方には平成23年度一般会計当初予算をはじめ、追加議案を含む25議案につきまして慎重にご審議をいただき、すべて

原案のとおりご議決を賜り、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げる次第であります。

施政方針の中で述べましたとおり、平成23年度から始まる第5次総合計画において、本町が県央地域において県内の主要都市をつなぐかなめとなり、さらなる発展をしていきたいとの考えから、目指す将来像を「県央の未来を紡ぐ玉村町」と定め、町民の皆様とともに実現に向け取り組んでまいります。また、平成23年度を「住んでいる町から住みたい町へ」と位置づけ、町民の皆様をはじめ多くの方々の参画と協働によるまちづくりを進め、安全で安心して暮らしやすい魅力ある町を全力で築いていく決意であります。予算執行に当たりましても、この方針を十分踏まえながら、限られた財源を最大限有効に活用するとともに、議員各位から賜りましたご意見等につきましても十分これを尊重し、町政の運営に全力を尽くしてまいります。

また、本定例会におきましては、14名の議員各位から一般質問があったわけでございますが、今議会で賜りましたご意見、ご提言につきましても十分尊重させていただき、さらなる町勢の発展を目指し、努力してまいりたいと存じますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

なお、3月31日をもちまして、松本恭明健康福祉課長、横堀徳寿都市建設課長の2名が退職されることになりました。いずれも町民福祉の向上のため懸命に努力され、職員の模範となって町勢発展のために大変ご尽力をいただいた方々であります。長年にわたるご功績、ご努力に対しまして深く感謝を申し上げます。

2名の課長につきましては、今後とも本町発展のため、折に触れてご指導、ご協力をいただきますよう心からお願いを申し上げます。どうかこれからもなお一層のご多幸、ご健勝でありますよう心からお祈り申し上げまして、意を尽くせませんが、はなむけの言葉といたします。

最後になりましたが、これから年度末、そして年度初めという多忙の時期を迎えるわけでございますが、議員の皆様方には健康には十分ご留意され、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げます、閉会のごあいさつといたします。

本定例会で予算を承認していただきまして、大変ありがとうございました。

---

## ○退職2課長あいさつ

議長（宇津木治宣君） 次に、今定例会を最後に職場を去られます2名の課長より発言を求められておりますので、これを許します。

初めに、松本恭明健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君登壇〕

健康福祉課長（松本恭明君） こんにちは。健康福祉課長の松本恭明です。このたび東日本大震災につきましても、大変心を痛めております。被災者の方々には謹んで哀悼の意をささげたいと思っております。

それでは、本日このような時間をいただきまして、まことにありがとうございます。私、この3月31日をもちまして定年退職をする運びとなりました。議員の先生方には何かと大変お世話になりまして、ありがとうございました。

昭和44年4月に入職をいたしまして、42年間勤めさせていただきました。入職したときは田中源太郎町長でございました。それから、皆さんもご承知のとおり、吉田勝正さん、新井敬さん、山田國幹さん、そしてまた新井敬さん、井田金七さん、渡辺孝宏さん、そして現町長の貫井孝道町長に仕えてまいりました。主事で12年、係長が16年、課長を14年させていただきました。その間、言葉で言いあらわせないいろいろな出来事がございました。

しかしながら、特に印象に残っていることと申しますと、初めて係長になったとき、初めて下水道係ができたとき、初代下水道係長に就任いたしました。昭和56年4月のときでありました。その年度の57年2月、3月で役場の南の十字路から西に向かって、玉村小学校のほうに向かって120.41メートル、約120メートル下水道管渠築造工事が行われました。これが玉村町の下水道整備の第一歩でございます。

下水道マンホールのふたもデザインをさせていただきました。玉村龍伝説にちなみまして、龍が炎を吐きながら碧玉をつかんでいる、そのつかんでいる玉の中には町章が描かれております。そして、モクセイとバラが配置されたそんなデザインになっております。マンホールは曲がり箇所とか丁字路とか十字路には1カ所必ず設置されておりますので、じっくりごらんになっていただきたいと思えます。ちなみにマンホールの設置してあるふたの町章を見ますと、見た方向に下水が流れていっている、そんな設置になっております。

それから11年ですね、11年下水道整備に携わってきましたが、最初の六、七年はあっという間に過ぎ去りまして、あとはマンネリと惰性といった感がございましたけれども、そんな大プロジェクトを新規事業に携われたということは、大変うれしく誇りに思っております。これからは一町民としていろいろとお世話になりますけれども、よろしく願いいたします。今まで大変ありがとうございました。

議長（宇津木治宣君） 次に、横堀徳寿都市建設課長。

〔都市建設課長 横堀徳寿君登壇〕

都市建設課長(横堀徳寿君) 本議会の最後に当たり、議長より発言の機会をいただきましたので、最後のあいさつをさせていただきます。

先日の11日の東北地方太平洋沖地震で亡くなられた方、そしてまた関係の家族の方々には、ご冥福とお悔やみを申し上げます。一日も早い救助、そしてまた復興をお祈りいたしております。それでは、私ごとについて少しあいさつさせていただきます。

私は、昭和47年の1月から臨時職員として役場へ参りました。その前の年と役場へ来てくださいというようなコールがありました。当時まだ民間企業がよくて、私は前橋市の工科大へ行っていました。

て、通っていました。測量会社に昼間勤めておりましたので、町は土地改良するような時期でありましたので、そういう技士が欲しいというような声で、2年がけのコールをいただきまして、1年目はお断りしました。次ぐ年、卒業する年になりまして、では役場へお世話になるかということで、1月から臨時で来て、10月に試験を受けまして、11月から即採用ということでさせていただきました。

一番最初に手がけた仕事は、原森の今食肉学校の東、畑地帯、その地帯に住宅がいっぱいできておりましたけれども、小規模土地改良ということで、大まかな換地、土地改良の筆割りですね、そんなようなことを地元の区長さんと一緒にさせていただいたのが、最初かなと思っております。

それから、広域幹線道路の話になるわけですが、先日高橋議員さんの中でも一言述べさせていただきました。そんなような構想を、法線、計画線、ラインのこと、中心線、センターレーン、センターですね、法線といいますけれども、それをさせていただきました。西から東、出口は決まっていたわけですが、その中をどう通すかということでいろんな図面をかいて計画線を入れて、県庁との協議をさせていただいて、それと藤岡・大胡線、今玉村バイパスになっていますけれども、上武大学のほうへ抜ける計画、幾つも線をかいて地元の説明会に伺っております。私も最後になるということで、それらの図面をもう一度ひっくり返して家に持って行ってあります。

といたしますのは、その後私も異動になったし、また処理場問題が起きてきました。その間、玉村町がおくれたのは処理場問題10年間県との協議等があったということで、都市計の線引きが平成3年ですけれども、本来であればもっと早くできたのかなと思ってあります。処理場問題がなければもっと早くできたものと思ってあります。でも、幸いに処理場問題がおくれたことによって、日本のバブル、平成3年ですか、はじけました。そのときに地価が上がったときということで、たまたま農政課にありました。除外担当でした。ですから、そのときには農業を救うのではなく、農家を助けるというような気持ちで除外を私は担当で、約200ヘクタール4年間で除外のほうへ一生懸命させていただきました。その結果が今度は人口増につながったわけです。

その結果が、今度私異動先がごみの、今で言えば生活環境安全課ですか、当時は保健衛生課でした。その担当になりまして、平成3年にできました焼却炉がもうパンクだというふうな状態で、説明会等も私も補修をするということで地域へ回りました。そしてまた、そのときにごみの袋を、今皆さん使っております燃えるごみ、燃えないごみ、それを平成7年に私、前のものを廃止して今の形に変えさせていただきました。それは、そのときにしたことが、袋は皆さんご存じだと思いますけれども、平仮名で書いてあります。それは子供たちにも読んで、あいうえおがわかりますから、そのためにあえて平仮名で「もえるごみ」、「もえないごみ」とさせていただいております。

それと並行して、環境の問題で取り組んでもらわなければということでごみ、5月30日の会報、それもその当時から始めさせていただきました。それと、子供たちには絵をかいてもらう環境カレンダー、ポスター、それも始めました。それら一連として始めたことは、子供が大人になっても環境を考えていただけるということの教育の一つとして当時取り組んだ仕事であります。今もそれが続いて

おりますので、非常に私はうれしく思っております。そのような話が2つあります。

それと、国保年金課長には平成10年になりまして、9年に係長、後ろにおります宇津木議員さんも議員さん、貫井町長さんも議員さんになられた当時だと思います。宇津木議員さんには1年生だということで、張り切って質問をいただきまして、私も宇津木議員さんにはどう答えればいいのかということで、1冊の問答集をつくりました。宇津木議員さんにこう答えたらばということで、ファイルはああいえばこういうということで、笑うようなタイトルのもので問答集、いろいろな問答を考えてつくっております、1時間みっちり、それで延長戦がありましたから、10分、当時は、その分も備えてということで毎回そんなことでやっております。

議決いただいたのですけれども、その後石川議員さんですかね、住民の代表で反対のような陳情書が出まして、当時の井田議長さんが議決していただいたのですけれども、それを凍結をするということで、その後今度は凍ったものは解けるわけですから、解凍そのときは白紙ということで御破算になってしまいましたけれども、そのときの議会としての答弁等のやりとりで、私非常に宇津木議員さんには感謝申し上げます。議会での答弁のやり方というものも自分なりに勉強させていただいてよかったなと感謝を申し上げるところであります。

それと、私は桜とは非常に縁があります。上新田の公民館の裏に、一部中央分離帯の辺にありますその桜の木は、あえてそのような形で、処理場のときに旧滝川を埋めて道路にするという計画が来しました。新滝川ができましたので、埋めていくということで、その真ん中に植えた理由は1つあります。両わきに桜を植えるのは簡単ですけれども、毛虫の騒ぎ、いろんなことで落ち葉、その端の人が葉っぱが落ちる、毛虫が降る騒ぎしております。ですから、そのような反省のことを考えると、中がいいということで、虫は車で引かれますから。また、北側や両わきへ植えた場合には、地先の土地の持ち主が土地を売りますと出入り口が必要になります、どうしても。そのために植えた桜の木をまた切らなくてはならないということが起きます。ですから、真ん中に植えておく桜の木は切られません。端にあるから出入り口が開発されるごとに切っただけでなくなるといことも考えましたので、当時そのことをしました。上新田では桜のある時期は仲よく、花が散るとまた邪魔だというような声が聞こえてきましたけれども、いまだにきれいに春にはまた咲いてくれます。

その桜の木が1つ目で、2つ目は上之手公民館の裏の処理場の還元施設の女子大から運動場へ通じる桜。あれも処理場の担当、調査研究委員会等の窓口も昭和60年当時私が預かっておりました。ですから、南部地域の区長さんにお話をさせていただいて、上之手、角淵、宇貫、八幡原の区長さん等で桜土手の話をさせていただきました。ああそうだ、桜の名所になるといいなということで、桜の木をあそこにも植えさせていただきました。県は、当初ケヤキの木を予定していましたが、女子大と同じに。ですけれども、桜の木をあえて要望させていただく形に、区長さんのご理解をいただいて今なっております。

平成13年、4年、5年と私はまた建設課長をさせていただきました。そのときには、あの桜の木

が車道に出てきて切りました。住民の方、何で桜切ったのだということで批判もあったわけですが、あえてその切らせていただいた部分は車に当たる、最終的には58国体のときに前橋市と渋川市へ行く利根川のあたりにプレスセンターができました。あの通りは桜並木になっています。あれは大きな車が通ってもいいように上のほうへ伸びて桜になっていますから、あんなような大きなアーケードになればいいかなという思いがあります。そのような形で桜の木には縁がありました。

そしてまた、当議会の中でも質問等の中で広域幹線道路、それも桜の木のことを答弁、町長の補足説明もさせていただきました。その答弁してからまた広域幹線道路を通過して広幹道高盛土から西を向いて走ってみましたら、やはり目の前に桜の時期にはぱあっと開ける。それと、その上に浅間がほんのりと見えたり、その光景やロケーションは関越道のわきからも今度は逆に見えてくるわけですから、玉村町の位置づけには非常にいい宣伝になる桜並木に育ってくれるランドマークになるのかなと感じております。

最後に、言葉ですけれども、考えてきました。退職の日に何か1句ということで考えておりました。「去りし日に 夢託すかな 後輩に」ということで、ここにいる皆さん、それとまた私に続く職員、後輩の者に送りたいと思っています。ただ、これには季語が入っていませんので、俳句ではないと言われると困りますので、頭をかえまして「桜咲く 夢託すかな 後輩に」というふうに変えてあります。

そしてまた、冒頭であいさつさせていただきました地震等の暗いニュースがあります。ですけれども、玉村町でささやかな、本当に小さな幸せということでニュースが1つあります。それは、きのう私のせがれ、将之ですけれども、子供が生まれました。夕方の6時29分ということで、そんな話を最後の日になるから、それまでに産んでいただければどうかなという嫁さんをお願いしていましたが、無事に産んでいただきまして、名前も考えておいてくれました。横堀埜春というような名前をつけたよということで、長男の嫁から報告を受けましたので、そんなようなことも含めて、それもまた1句つくりました。「退職日 内孫抱いて 桜見かな」と、そんなことで本当に長い間皆様にはご指導、ご鞭撻をいただきまして、ありがとうございました。

---

## ○議長あいさつ

議長（宇津木治宣君） 平成23年玉村町議会第1回定例会の閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

本会議会期中の3月11日にはマグニチュード9.0の世界最大級の地震が発生し、東日本大震災では多くの自治体が壊滅状態になり、多くの命と財産が失われました。まさに心痛のきわみであります。亡くなられた方々には、心よりご冥福を申し上げ、一日も早い復興を祈るばかりであります。

本定例会は3月2日に開会し本日まで、平成23年度の一般会計予算や特別会計予算等、新年度予算関係、そして年度の締めくくりとなる補正予算、また関係する諸案件の審議が行われました。

さらに、多くの議員から一般質問、また予算特別委員会での慎重審査をはじめ、活発な議会・委員会活動が会期中に行われました。

これもひとえに議員各位はもとより、貫井町長をはじめとする執行部幹部のご努力によるものとお礼を申し上げます。

なお、町長におきましては、審議の際に出された意見や要望を町民の声として十分尊重され、今後の町政に活かされることを強く求めるものであります。

経済の低迷により税収も厳しく、より堅実な財政運営が強られるものと思われます。我々議員は、住民代表としての職の重さを十分認識し、町民の負託にこたえる責任の度合いが増す中、今後とも研さん・努力を積み重ねられますようお願いするものであります。

先ほどこの3月をもって退職をされます2名の課長よりごあいさつがありました。松本恭明、横堀徳寿2課長には、それぞれ長年にわたり玉村町役場の模範職員として、また幹部職員としてもそれぞれ職務を遂行し、多くの分野で実績を残されました。また、次世代の玉村町役場を支える若き部下の育成に当たられました。長い間ご苦労さまでした。

今後は第二の人生を歩まれるわけですが、これまでの行政マンとしての豊かな経験を生かし、地域住民のリーダーとして、また玉村町行政発展のために、種々ご提言なされますようお願い申し上げますところであります。

---

## ○閉 会

議長（宇津木治宣君） 結びに当たり、大変厳しい行政運営でしたが、この新年度が玉村町並びにご臨席の皆様にとって実り多く、よりよい年になりますようお願いしつつ、平成23年玉村町議会第1回定例会の閉会に当たってのごあいさつといたします。

大変ご苦労さまでした。以上をもって閉会いたします。

午後0時7分閉会

## 町田宗宏議員の一般質問通告書質問事項及び質問の要旨に対する文書答弁

町田宗宏議員の質問 3月11日発生した東北地方太平洋沖地震は、国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、いまだに余震が続いている。死者は2,000人を超え、行方不明者は1万5,000人以上、避難者は約45万人と言われている。お亡くなりになった方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、一人でも多くの方の救出と一日も早い復興を祈念する次第である。

今回の地震で感じたことは、自然の力の偉大さと人間の無力さ。米空母(2隻)の対応の迅速さ、軍事作戦そのもの。ロシア対処、災害対処。被害復旧に当たっては、日本の、日本人の偉大な力を発揮したい。

玉村町としては、努めて早く救援物資や義援金を送る処置をとるとともに、群馬県に駐屯している第12旅団の約3,000名の隊員が東北地方において災害派遣中である。この中には玉村町出身あるいは玉村町在住の隊員がたくさんいる。町及び議会の代表者が激励に行ったらどうか。最初に提案する。

それでは、一般質問通告書に基づいて質問する。

1、施政方針では、「住んでいる町から住みたい町へ」と位置づけ……と述べている。このためには少なくとも前橋市・高崎市・伊勢崎市・藤岡市など周辺市との差別化が必要と考える。

平成23年度玉村町予算(案)の中で、具体的にどのような施策が周辺市と比較して差別化と言えるか説明されたい。

貫井孝道町長の答弁 初めに、「具体的な周辺市との差別化の施策は」というご質問にお答えいたします。

私は、「子育てしやすく、高齢者にとっても健康な日常生活を営むことができるまちづくり」、そして「地域と家族のきずなを深め、みんなが触れ合い、支え合い、助け合えるまちづくり」が特に重要であり、これらの施策を着実に推進していくことが周辺市に差をつけることにつながると考えております。

まず、「子育てしやすいまちづくり」でございます。共働き世帯の増加や男女の働き方の多様化などにより、保育の需要が依然として高い状況が続いております。そのため町では延長保育や一時預かり、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター、さらには産後ママヘルプサービスなど、働きながら子供を安心して生み育てられる環境づくりを進めております。

特に、保育所・児童館についてはすべて公立で運営されており、利用者に安心感を与えております。また、すべてとは申しませんが、それぞれの利用者負担については周辺市に比べ比較的安く設定されており、中でも放課後児童クラブの利用者負担については周辺市に比べますと最も安く設定されております。

また、健康づくり事業では妊婦健診をはじめ乳幼児の定期健診や訪問指導など、育児不安や悩みの解消を図れるようきめ細かな指導・助言を行っております。中でも、「こんにちは赤ちゃん訪問」では、

赤ちゃんが生まれたすべての家庭を助産師や保健師が訪問し、育児不安の解消を図っており、「このとり助成事業」については周辺市が取り組む前から、県内でもいち早く導入した制度でございます。

一方、安心して預けられる施設や学習環境の整備も進めております。保育所については、第1、第3に続き第4保育所の整備を進め、小中学校については県内ではいち早く耐震化率100%となり施設の安全性が確保されたところでございます。そして、小中学校における校務システムや電子黒板の導入、新学習指導要領の円滑な実施に向けた小学校における理科備品の整備、中学校における武道館の整備なども進めております。

特に、「少人数指導たまむらプラン」については、各小中学校において教員免許を持つ補助教員を配置し、きめ細やかな少人数指導やチームティーチングを町独自の取り組みとして実施しており、また小学校におけるALTによる英語活動の補助についても周辺市に比べ充実した配置となっております。

次に、「高齢者にとっても健康な日常生活を営むことができるまちづくり」です。今後確実に増加が見込まれる団塊の世代をはじめとした元気な高齢者が、明るく生き生きと自分らしく暮らすためには、生きがいの創出や介護予防の充実を図ることが重要です。そのため、さまざまな学習機会の提供を図るとともに、健康診断や健康教室などさまざまな健康づくり事業に取り組み、高齢者が地域の中で心身ともに健康で、仲間とともに生きがいを持って活動できるような取り組みを行っております。中でも介護保険事業として実施しております「高齢者筋力向上トレーニング事業」については、現在町内33カ所の身近な地域で開催しております。参加者からいただいたアンケートでは、「転ばなくなった」、「体を動かすのが楽になった」等のご意見が多く、介護予防としての効果を上げつつあります。

次に、「地域と家族のきずなを深め、みんなが触れ合い、支え合い、助け合えるまちづくり」です。近年都市化や核家族化などに伴う地域社会や家庭の教育力の低下などを背景に、全国で明らかとなった高齢者の所在不明事件や悲惨な児童虐待事件は、平和な時代を生きていた私たちに極めて大きな衝撃をもたらしました。また、空き巣や車上ねらい、凶悪事件に至るまで、身近な地域での治安の悪化についても深刻な社会問題となっております。私は、このような事件に対処するためには地域や家族とのきずなを深め、みんなが触れ合い、支え合い、助け合えるまちづくりを進めることが重要であり、周辺市に先駆けて積極的に取り組むべき施策であると思っております。

現在町では、行政だけでなく地域の方々との協力により、より大きな成果が期待できる課題については、町民の皆様をはじめとした多くの方々の参画と協働によるまちづくりを推進しております。具体的には、昨年開設いたしました「住民活動サポートセンター」の取り組みや自主防犯組織の活動支援、女子大との防犯パトロールをはじめとした連携強化など、人との触れ合い、支え合いの取り組みを実践しており、今後も引き続き町民が安心して安全に生活できる環境づくりを皆様とともに積極的に進めていきたいと考えております。

町田宗宏議員の質問 先般旧上陽村の数名の方が、「分町してでも前橋市と合併したい」とのことで

前橋市長に面談に行きました。市長からは確たる答えはなかったが、まんざらでもないようでした。このようなことが行われること自体が、旧上陽村の一部の人にとって「玉村町より前橋市に住んでみたい」ということではないか」と思う。町長の所見を問う。

貫井孝道町長の答弁 昭和30年代の初め、旧上陽村は合併問題で大きく揺れ、結果的には分村による合併となったわけであり、当時のことを知る方の中には複雑な気持ちをお持ちの方もいるのだらうと思います。しかし、私は玉村町に暮らすすべての町民がこの町をより一層愛し、住んでよかったと思えるように、ともに手を取り合いながらまちづくりを進めることを信条として、今後とも不断の努力を重ねてまいります。

町田宗宏議員の質問 2、小中学校の教育等について問う。

(1) 小中学生の広島体験研修はやめよ。「反戦・反核運動」や「左翼思想」の偏向教育のような広島体験研修を群馬県下で玉村町だけが実施しなければならない理由は何か。

(2) 全国学力テストに参加させよ。

(3) 夏の暑さ対策を講ぜよ。平成23年度、群馬県下の7市町、150小中学校・幼稚園で冷房を整備し、太田市が霧の散布・壁面緑化を導入、高崎市も同様の実証実験に取り組むという。玉村町も何らかの対策を講ぜよ。

新井道憲教育長の答弁 小中学校の教育について3点のご質問をいただきましたので、順にお答えさせていただきます。

、まず「広島体験研修」につきましては、これまでの議会で繰り返しご質問をいただいているところでありますのでお答えする内容が重なるところもございますが、ご容赦いただければと思います。新しい学習指導要領に基づく学校教育が、この4月から全面的に進められます。これからの「学校教育」においては、主体的に社会の形成に参画してその発展に寄与する態度や、生命を尊ぶ態度、また、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことなどが重要とされています。そのために、これからは、学校内外における社会的活動や我が国の郷土や歴史について正しく理解する学習などを一層充実させていく必要があります。現在学校では、「体験的な活動」や「実物に触れる、本物を知る体験や経験」を通して、子供たちの内面に根差した教育活動の一層の充実を目指しているところです。教育委員会では、新しい次代を担う心豊かな子供たちを育てるためには、このような直接体験の機会をできるだけ拡大していくことが大切であると考え、さまざまな検討をした結果、「広島体験研修」を実施しているものであります。実際に広島に足を運び、平和を願う多くの人々と触れ合いながら、目で見、耳で聞いて、平和への強い願いを肌で実感する体験は、国際社会の平和と発展に尽くそうとする意欲を高めるものであると同時に、玉村町としての平和教育の一步前進が図られたものと考えています。

本年度初めて実施した第1回目の結果は、既に報告会等においてご存じのことと思いますが、平成23年度についてもさまざまなご意見をもとに、さらに工夫・改善して、本事業を継続させていきたいと考えています。ご理解とご協力をお願いするものであります。

、次に、「全国学力テストに参加させよ」ということについてお答えします。このことにつきましても、これまでの議会でお答えさせていただいてきましたとおり、玉村町教育委員会といたしましては町独自で行っている総合学力調査を全小中学校で実施し、個々の総合的な学力の定着状況を把握するとともに、それを生かした学習展開を図り、個々の学力向上に努めていくという基本的な考え方は変わっておりません。したがって、全国学力テストへの参加は抽出対象校のみ参加するということとなります。

その理由をご理解いただくために、国の調査と町の調査を簡単に比較してみますと、まず調査の対象については国の調査は小6と中3のみが対象となっていますが、町の調査は小2から中3のすべての児童生徒を対象としています。

次に、調査する教科については、国の調査は現在国語、算数・数学の2教科のみとなっていますが、町の調査では子供の発達段階を踏まえて、理科、社会、英語を段階的に加えて総合的に実施しています。また、フィードバックの時期については、国の調査では結果が手元に届くのが夏以降となりますが、町の調査では5月中には返却され、年度の早い段階から子供の指導に活用することができるスケジュールとなっています。全国的に標準化された調査で、統計的な観点からも子供の学習状況を総合的・客観的にとらえることができるものとなっています。このようなことから、玉村町の子供たちのためには、町の総合学力調査を行い、個に応じた指導に十分活用していくことが大切であると考えているところです。今後も玉村町の子供たち一人一人の「確かな学力」の向上につながる学力調査を基本に据え、取り組んでいきたいと考えております。

、次に、「夏の暑さ対策を講ぜよ」ということですが、連続した猛暑が続いた昨年の夏は学校においてもその対策に頭を悩ませたところでもあります。さきの12月定例会において、高橋議員の質問にもお答えさせていただきましたが、昨年の学校における暑さ対策といたしましては水筒を持たせ水分補給をさせたり、タオルを水でぬらし首周りを冷やすなど、各学校が子供の状況に応じて的確な対応に努めてまいりました。その結果として暑さによる病気や事故もなく、昨年の猛暑を乗り切ったという状況でございます。議員さんのおっしゃるとおり、昨年の猛暑を受け他の市町村においても、色々と暑さ対策について検討している話は聞いておりますが、柳沢議員の質問にもお答えしたとおり現段階では扇風機の設置もしておりますし、各学校において、環境教育の面からも、壁面緑化、いわゆるグリーンカーテンの導入など創意工夫のもと、暑さ対策を講じてもらっているところであります。

いずれにいたしましても、今後も引き続き子供たちにとって望ましい学習環境のあり方について、総合的に調査研究していきたいと考えておりますので、よろしくご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

町田宗宏議員の質問 昨年この研修会に参加した生徒が言っていた。「広島に到着して、最初に被爆者の話を聞いた。怖くて、恐ろしくて、その夜は眠れなかった」と。教育長はどう思うか。

昨年の10月中旬のころ、昨年の8月に、この研修に参加した生徒のお母さんが我が家を訪ねてき

ました。全く知らない方でした。そして、次のようなことを言われました。「うちの子が、夜時々眠れなくなるんです。何で眠れないのと聞くと、広島に行ったときの被爆者の話が思い出されて、怖くて、恐ろしくて眠れなくなるの」と言うのです。「町田先生、どうか広島に行くのだけはやめさせてもらえないでしょうか」。教育長どう思いますか。これでも広島体験研修はやりますか。

次のようにも言っていました。「私が町田先生のところに来て、こんな話をしたことは、だれにも言わないでください。このことがばれると、うちの子が先生にいじめられますから」。このことを教育長はどう考えますか。今年の夏、広島体験研修に行った生徒が、怖くて眠れなくなって、ノイローゼになって、自殺でもしたら、教育長はどうしますか。

「戦争」の「戦」の字も知らない子供たちを、なぜ広島まで連れて行って恐ろしい被爆者の話を聞かせ、記念館を見せたりするのですか。私には全く理解できない。保護者の多くの方も私と同じ考えだと思う。教育長はどう考えるか。

新井道憲教育長の答弁 今年度初めて実施した研修の日程や研修内容等について細かく吟味し、小6、中1という子供の発達段階に配慮し、だれもが「行ってよかった」、「行かせてよかった」と実感できる研修にしていきたいと考えています。

町田宗宏議員の質問 戦争のこと、核兵器のことなどとともに、大東亜戦争（太平洋戦争）がなぜ起きたのか、戦争の経過はどのようなものだったのか、アメリカがなぜ広島と長崎に原子爆弾を落としたのか、等々をしっかりと教えた後に広島に連れていきたいのなら連れていけばよい。小中学生を広島に連れていくのは、絶対にやるべきでないとする。教育長の考えを問う。

新井道憲教育長の答弁 本年度は事前研修を積んだ上で実施しました。次年度も子供の発達段階に配慮した研修となるように工夫改善していきたいと考えています。

町田宗宏議員の質問 広島体験研修は、8日の石川議員の質問の中にあつたように、鬼畜米英とか、憲法の前文がどうだとか、憲法第9条がどうだとか、そのようなことを教えるために本研修を利用しようとしている。本研修を政治活動や思想教育に利用しようとしていることは明らかである。小中学校の教育の場を政治活動や思想教育に利用することは、絶対に許してはならないとする。教育長の見解を問う。

広島体験研修は、自衛隊を暴力装置とか、税金泥棒と言うような子供を育てることになる。大人の欲望を実現するために子供を利用することは、絶対にやってはいけない。教育長の見解を問う。

新井道憲教育長の答弁 公教育における中立性の確保は大原則です。この原則に立って、子供のための教育の推進に努めているところです。

町田宗宏議員の質問 8日の石川議員の質問に対する新井教育長の答弁や、本日の教育長の答弁を聞いていると、新井教育長の思想は、石川議員の思想と極めて近いように思われるが、ご自分ではどのように考えているか。

新井道憲教育長の答弁 「今、目の前の子供たちのために何をすべきか、何ができるか」を基本に

教育に長年携わってきました。現在もこのことが原点であります。

町田宗宏議員の質問 「次代を担う心豊かな青少年の育成を目指す」と言うならば、123万円を使って、今回の東北地方太平洋沖地震の被災者に対して、小中学生全員で激励の手紙でも書かせたらどうか。教育長、町長の見解を問う。

新井道憲教育長の答弁 前向きなご提言をありがとうございます。今後、学校とともに検討させていただきます。

町田宗宏議員の質問 広島体験研修の中で、厳島神社に行くとのことだが、広島体験研修の目的は、「各小中学校から男女各1名を、平和記念式に合わせて広島へ派遣し、平和に関する体験的な研修に参加させることにより、次代を担う心豊かな青少年の育成を目指す」である。この目的を考えたとき、厳島神社に行くことが適切と考えるか。教育長、町長の見解を問う。

新井道憲教育長の答弁 新たな体験は視野を広げ、豊かな心をはぐくむことにつながるものと考えています。

町田宗宏議員の質問 全国学力テストは自民党政権時代の平成19年から全員参加で3年連続で行われた後、民主党政権で抽出方式となった。抽出方式が変わったのは、「序列化や過度の競争を招く」とする日教組などに配慮したからだと言われている。このことは正しいか。

新井道憲教育長の答弁 玉村町教育委員会は、文部科学省の方針に従い本調査に参加しています。

町田宗宏議員の質問 抽出方式になった昨春、30%のサンプル校以外にも希望する学校が多く、70%の学校が全国学力テストに参加したと言われる。なぜ参加したと思うか。教育長の見解を問う。

全国的な学力水準を把握し、指導改善につなげる調査の意義を認める学校が多いあられではないか。

新井道憲教育長の答弁 平成22年度の参加状況は、全国では小学校は25.2%が抽出され、抽出校を含めて73.1%の学校が利用しました。中学校は31.0%が抽出され、抽出校を含めて74.9%の学校が利用しました。群馬県では小学校は20.7%が抽出され、抽出校を含めて31.5%の学校が利用しました。中学校は27.6%が抽出され、抽出校を含めて38.6%の学校が利用しました。

玉村町教育委員会では、議員さんご指摘の「全国的な学力水準を把握し指導改善につなげる」という目的は町の調査で達成できるものと考えています。

町田宗宏議員の質問 全国学力テストに参加したほとんどの学校も、玉村町で実施しているような総合テスト(確かな学力サポート事業)は実施している。玉村町の小中学生には、ずば抜けて立派な教育でなくてもいい。全国の平均的な教育を受けさせてやりたい。教育長の見解を問う。

新井道憲教育長の答弁 国語、算数・数学に加えて、理科、社会、英語を段階的に加えて、各学年に即した総合的な学力を把握し、個々の児童生徒の学力向上に資することが大切であると考えます。

町田宗宏議員の質問 3月7日付上毛新聞によれば、前橋市では小中学校の全教室にエアコンを取

りつけ、夏休みを活用して1学期の復習や受験指導などを行い、先生には群馬大学・前橋工科大学・共愛学園前橋国際大学にも協力を要請するという。玉村町もこれを参考として、小中学校の全教室にエアコンを取りつけ、県立女子大と連携協定を結んだことでもあり、県立女子大生に協力をお願いして、夏休みを活用した教室を開いたらどうか。

このような施策は、周辺市に先駆けてやれば、玉村町の名声を高めることができたと思う。まことにざんきにたえない。今からでも遅くない。平成23年度の予算案を修正するか、補正予算を組んでも実施されたい。教育長、町長の見解を問う。

新井道憲教育長の答弁 エアコンの設置につきましては、1年間をかけて調査研究を進めてまいります。

また、県立女子大とは、現在町の小中学校の学習支援に当たる学生ボランティアを派遣していただいたり、逆に学生のインターンシップ実習を受け入れさせていただいたりなどの連携を行っております。また、児童館での英語教室の開催、教職を目指す学生への授業公開、「にしきの少年少女合唱団」の女子大の行事への参加などの連携も進んでおります。学生サークル等との連携という面では、女子大の合唱部や吹奏楽部に町の音楽フェスティバルで演奏していただいたり、女子大生に安全パトロールをしていただいたりなどの取り組みもごさいます。包括協定が結ばれたことを機に、これらの取り組みをさらに充実していきたいと考えています。

町田宗宏議員の質問 3、北関東自動車道・東毛広域幹線道路及び(仮称)高崎・玉村スマートインターチェンジの活用について。

北関東自動車道は3月19日に、東毛広域幹線道路は(仮称)高崎・玉村スマートインター以西は平成23年度(ただし玉村町側は平成25年)に、以東は平成26年度に、暫定2車線で完成予定である。玉村町では、これらをどのように活用しようとしているか。具体的に説明されたい。

貫井孝道町長の答弁 群馬県民の念願であった北関東自動車道は本年3月19日に開通を予定し、これで県内の広域高速道路網は完成され、また東毛広域幹線道路は暫定2車線の開通が1年早まり平成26年度完成予定となっております。この東毛広域幹線道路と関越自動車道の交差部に高崎・玉村スマートインターチェンジが平成25年度に開通予定となっており、これらの広域道路の基盤整備は玉村町にとって、北関東自動車道は前橋南インターチェンジに、関越自動車道は高崎・玉村スマートインターチェンジによってその享受を受けることが可能となり、さらに高崎・玉村スマートインターチェンジは群馬県の主要都市を通過する重要な東毛広域幹線道路と連結する交通結節点となります。

これらの道路基盤が整備された後は、本町の交通利便性は他市町村にないほどの優位性を持つこととなり、その活用に対する期待が高まることとなります。

来年度よりスタートする第5次玉村町総合計画で目標とされている定住人口をふやすためにもこの道路基盤施設を活用することは重要で、地域経済の活性化と雇用機会の確保に向けて最重要課題として取り組む必要があると考えております。具体的に申し上げますれば、企業誘致や産業などの用地確保、

場合によっては集客力の高い商業施設の誘致なども考えられると思います。

第5次玉村町総合計画でこれら道路基盤施設を使った土地利用についての方向性が示され、現在改定作業中の都市計画マスタープランの中でその土地利用の配置方針などを検討し、玉村町の秩序ある発展と農林漁業との調和を図りながら、町にとって適切な土地利用を図っていきたいと考えております。

町田宗宏議員の質問 道の駅構想については、一昨日以来の答弁でよくわかりました。

ただし、高崎市がスマートインター西に日本一と言われる流通センターを計画し、その中に物産館のようなものを計画しているとのことなので、高崎市の動向については注視する必要があると思う。

貫井孝道町長の答弁 高崎・玉村スマートインターにつきましては、高崎市と玉村町で「(仮称)高崎・玉村スマートIC地区協議会」を組織して協議を行っています。事務局は都市建設課が担当しており、スマートIC建設の促進を中心に協議、情報交換等を行っています。建設促進の他に周辺の開発や今後の両市町の計画等の情報交換も活発に実施しているところです。話し合いの中では、まずは用地買収を先行し、できる限り早く建設に着手することが先決であり、物産館建設構想はまだ考えていないようであります。

物産館構想の報道等については、高崎市商工会議所がスマートIC周辺及び広域幹線道路周辺の開発についての提言として、物産館建設を掲げているようであります。場所や規模等の細部については承知していない状況であります。いずれにしましても、スマートIC周辺の将来構想についての話し合いは、今後も継続し、両市町にとってお互いが有効で有益な施策を立案していきたいと考えております。

町田宗宏議員の質問 その他のことについては、いつ、どこに、どのようなものをつくるか、具体的な手順を定めて計画的に推進する必要があると思う。町としてどのような計画を持っているか。

貫井孝道町長の答弁 平成23年度予算の中で基本設計が承認されたことで、物産館建設がいよいよ本格的に動き出すことができます。最も大切なことは、農産物を提供していただく農家の方々が建設に理解をしていただき、農産物を提供してくれるかであります。現在のJA直売所部会の農家の方とよく話し合いを行うことが重要でございます。

次に大切なことは、運営をどこが行うかであります。農業公社、JA、農家の代表者等幾つかの候補はありますが、今後話し合いをして決めていきたいと考えております。それらとあわせて、加工品の開発と協力していただける物産品を提供していただける店等を決めることも大切であります。これらのめどがつかましたら実施設計及び建設について検討してまいります。

いずれにしましても、町民の皆さまのご理解とご協力が最も重要でありますので、十分な説明を行いたいと考えておりますので、ご理解ご協力をお願いします。

町田宗宏議員の質問 どんなによい道路ができて、町全体に魅力がなければ単なる通過地点にしかなくなる。この際英断を持って田園都市構想をぶち上げ、県とも調整して一大住宅地をつくっ

たらどうか。働き場所は前橋市・高崎市・伊勢崎市等の周辺市に求めればよい。

貫井孝道町長の答弁 ご指摘のとおり幹線道路ができて町に魅力がなければ単なる通過交通となってしまうおそれがあります。いかに玉村町に魅力を感じ、来てもらうか、そして住み続けてもらうかは、これからの玉村町のまちづくりを進めていく上で極めて重要な施策となります。この魅力あふれるまちづくりを進めていくためには、第5次玉村町総合計画で示されている若い世代の転入促進策は効果的であると考えております。その具体策としましては、安心して子供を生み育てることのできるような子育て支援体制の充実や町内に住宅を求めてきた者に対する住宅取得に係る支援などが上げられます。この受け入れ地としては、現在市街化区域に介在している農地がまだまだありますので、まずはこれらを宅地化していくことを目指していきたいと思っております。

このように、住みたくなるまちづくりや愛着のわく地域づくりなどハード面やソフト面の双方の施策を駆使して魅力あるまちづくりを実現していきたいと思っております。その上で周辺市町村の工業団地造成などの影響や今後の人口減少への傾向を考慮しながら、その受け皿づくりを進めていくことの必要性や可能性を検討していきたいと思っております。

町田宗宏議員の質問 4、県央水質浄化センターの活用について。

県及び利根川上流流域下水道（県央処理区）調査研究委員会等と調整の上、県央水質浄化センター（1～5系列）の上に太陽光発電施設（1メガワット以上）「メガソーラー」を設置したらどうか。その電力は玉村町の公共施設で利用する。

貫井孝道町長の答弁 「県と調整の上、県央水質浄化センターの上に太陽光発電施設「メガソーラー」を整備したらどうか」とのご質問ですが、カバーにつきましては当初複合の都市公園をつくるという県の説明で、玉村町内に当時その予想図が毎戸に配布されました。これは下水道施設全体を地下施設として整備し、上部を公園として利用するものでありましたが、耐震基準の改正等に伴いこの盛り土カバーが現実的には困難であるとのことであります。しかし、このことについていまだ県より正式に説明はされておりませんし、特に地元住民の方は当時県が示しました都市公園ができるものと考えている方もおりますので、カバーの上部利用につきましては今後十分説明をしなければならぬと考えております。

また、カバーの上部利用につきましては調査研究委員会からも正式にはありませんが、以前から太陽光発電を乗せたらどうかとの話は出ておりますが、現状ではそこまでの協議に至っておりません。いずれにいたしましても、カバーの有効利用も含めまして、今後県、町、調査研究委員会で協議する予定となっており、議員の皆様にも随時報告してまいりたいと考えております。

町田宗宏議員の質問 太田市では、平成23年度に5億円もかけて用地を取得し、出力1.5メガワット級の大規模な太陽光発電施設「メガソーラー」の整備を始めるという。玉村町の場合、県央水質浄化センターを利用すれば用地は無料であり、うまくいけば施設も県でつくってもらえるかもしれない。町長、やる気はありますか。

貫井孝道町長の答弁 覆蓋の有効利用につきましては、今後県及び調査研究委員会と三者で協議をしていくこととなっております。調査研究委員会の方々にも色々と意見や提案がある方もおりますので、十分意見等を聞きながら三者で協議を重ねてまいりたいと考えております。

また、当初の覆蓋利用と異なる場合には、地元住民の方々等に特に十分説明し、理解を得なければならぬと考えております。

町田宗宏議員の質問 もしも、「やる気はあるが、うまくいきそうもない」というのなら、私に任せればばらく時間をください。県や調査研究委員会等と調整し、実現させる努力をしたい。

貫井孝道町長の答弁 覆蓋の有効利用につきましては、今後県及び調査研究委員会と協議を重ねながら、結論として一つの方向性が出たときには、町といたしましてもその実現に努力してまいりたいと考えております。

町田宗宏議員の質問 玉村町では、平成21年3月に「エコアクション21」の認証・登録を受け、職員の省エネ意識の向上とコスト削減及び温室ガス排出削減に取り組んでいるところである。本施策こそ玉村町にとって最高の施策であると考えます。町長の見解を問う。

貫井孝道町長の答弁 平成21年3月に「エコアクション21」の認証・登録を受け、省エネ等に取り組んでまいりました。認証の有効期限は2年間ですが、重要な施策でありますので取り組みを継続するため、3月に更新の手続きを行いました。

今後も取り組みを継続し、各課・各施設ごとに独自の取り組みを検討し実施していきます。

## 川端宏和議員の一般質問通告書質問事項及び質問の要旨に対する文書答弁

川端宏和議員の質問 町長においては2期目の最終年を迎えようとしています。振り返ってみて、町長の目指す将来像がいまだ見えてこない。施政方針において「住んでいる町から住みたい町へ」と位置づけられているが、住みたい町とは。町長の構想を伺いたい。

貫井孝道町長の答弁 初めに、「住みたい町への構想は」というご質問です。

平成21年度に実施しました「玉村町総合計画策定に向けての住民意識調査」において、「玉村町の住みやすさ」という設問に対しては、「非常に住みよい」と「住みよい」を合わせた肯定的回答は4割を超えており、また「玉村町に住み続けたいか」という設問に対しては、「ずっと住み続けたい」、「当分は住みたい」が合わせて約8割を占めております。この「住みよい」、「住み続けたい」と感じる基準は人によって異なりますから、「住みたい町」と感じるためには、どのような要件を満たすことが必要かということは一概には申し上げられませんが、一般的には安心安全、生活基盤や教育環境の充実など、居住環境が充実していることがその要件になっていると思います。

また、居住環境が充実していることにあわせて、行政の大きな目標であった社会保障がある程度確保されてきた今日では、町の特性を生かした周辺自治体にはない魅力や価値を持っているということも重要なことではないかと考えております。

この「住みたい町」を求めているのは人であり、またそのような町をつくっていくのも人ですから、まちづくりを推進していくためには人づくりが大切であり、日常何気なく交わし合っている「おはよう」、「こんにちは」といった言葉から心が通い合う、互いを思いやる人間関係を築き上げていくことが不可欠であると思っております。このような考えから、私も例えば「県立女子大の学生を見たら自分の娘だと思ってください。自分の娘のように見守ってください」と町民の皆さんに呼びかけているところでございます。

さて、「第5次総合計画」に掲げました将来都市像「県央の未来を紡ぐ玉村町」は交通の利便性を生かして産業の集積を進め、活気ある地域経済を実現するとともに、玉村町自治基本条例に基づき参画と協働によるまちづくりを進め、安全で安心して暮らしやすい生活環境が整った魅力あふれるまちを築いていくものでございます。

つまり、「住みたい町」と感じるような要件を備えた個性と魅力あるまちを参画と協働により町民の皆様と築いていこうというものでありまして、その実現に向けて定めた「安心」、「協働」、「自律」、「活力」、この4つの基本理念に基づき、これからのまちづくりを担う「人づくり」と「交流」を町民の皆様とともに進めることにより、町民の皆様が「住んでいる町から住みたい町へ」と実感できるような魅力あふれるまちを私は築いていけるものと思っております。

川端宏和議員の質問 施政方針では企業誘致や産業振興が図られ、雇用環境の改善と子育てしやすい暮らしやすい環境などにより若い勤労者の転入が期待されるとあります。転入の受け入れ態勢はどのように考えているか。

貫井孝道町長の答弁 2番目の質問にお答えします。

合併都市に囲まれた本町が、周辺都市と肩を並べて行政運営を持続的に行っていくには、地域経営の視点が必要となります。その視点の1つには税収の維持、活力増強を保持するため、若い世代の転入促進が欠かせません。さきに行われた国勢調査の速報値では、玉村町の人口は3万7,551人で、5年前に行われた調査より617人減少し、人口増加の停滞が顕著となりました。また、住民基本台帳上の転出入及び死亡並びに出生のデータを確認してみると、転入の数値が著しく減少していることがわかります。この結果人口をふやすためには転入をふやすという施策がまず必要であると考えられます。

しかし、転入がふえた後ご質問のとおりその受け入れ態勢が整っていなければ結局町外への転出となってしまうおそれがあります。いかに玉村町に住み続けてもらうか、いかに玉村町が暮らしやすく住みやすく、住みたいまちへとになっていなければ真の人口増へとは結びつきませんので、その受け入れ態勢を整えることは極めて重要な施策となります。この転入の受け入れ態勢に対する具体策としましては、安心して子供を産み育てることができるような子育て支援体制の充実や通勤通学がしやすいような道路網の整備が上げられます。さらに住宅用地の確保や雇用の場である事業所の立地促進も大変重要な施策と考えております。

このように受け入れ態勢に対しては、ソフト面、ハード面の双方の施策を駆使して、「町の活力は人である」ということを実現してまいりたいと思いますので、今後ともご協力お願い申し上げます。

川端宏和議員の質問 県では、予算案について地域の活力創出を重視したことを強調し、町でも地域の課題を主体的に解決する「地域力」の向上を目指しています。この地域力、また地域活性化を向上させるためには今何が地域には必要と感じているか。

貫井孝道町長の答弁 3番目の地域力や地域活性化を向上させるためには、何が地域には必要と感じているかについてのご質問にお答えします。

ご承知のとおり、当町においては平成3年以降急激な転入者の増加と核家族化の進行や価値観の多様化などが重なり地域社会に対する関心が低下して、人と人との結びつきが希薄化しています。これを踏まえ、「今何が地域に必要か」ですが、これらの課題を解消するため地域コミュニティ組織の育成が急務であると考えております。本町の行政区は、最も重要な地域コミュニティであり、協働のまちづくりの推進母体です。住民が地域の問題に関心を持ち解決に向けた活動が生まれるよう、地区座談会における意見交換の機会や、職員出前講座などを通じた情報提供を充実させます。さらに地域コミュニティ活動を促進するため、講習会の開催やまちづくりの専門家との交流機会の提供に努めてまいります。具体的には、地域コミュニティ活動への参加者がふえるように、自治会、町内会等の住民組織がコミュニティ活動に必要とする設備を対象に助成を行うとともに、その拠点となる地区公民館等の施設整備事業に対し、工事費の一部を助成してまいります。

また、講習会につきましては、「まちづくりは人づくり」と題し、まちづくりをより身近に、より深

く考えていただけるような企画を毎年度行っております。

川端宏和議員の質問 第5次総合計画では、観光による地域振興により「観光」の分野を創設してあります。また、今年は大型観光イベントも計画され、玉村町では歴史資産などの観光PRツアーなどの独自の観光事業を展開とあります。玉村町をアピールできる絶好のチャンスと思います。このチャンスに乗りたいと考えます。町には角淵地区を含め6台の屋台、また地域のみこし・獅子舞等があります。当日一部通行どめとなる藤岡・大胡線で花火との競演をしてみてもどうか。

貫井孝道町長の答弁 次に、第5次総合計画の観光分野についての提言について、お答えいたします。

今年の7月には、大型観光キャンペーンであります群馬デスティネーションキャンペーンが行われます。また、第5次総合計画でもこのキャンペーンを機に観光を推進していくこととしております。玉村町の観光を推進していくためには、他市町村と差別化できる特色を生かした観光資源の開発と発掘が必要であります。

ご質問いただきました花火大会と各地区の屋台との競演であります。まずは既にマスコミ等にも取り上げられ、全国的に知名度が高くなりつつあります。たまむら花火大会への来場者の受け入れ態勢をしっかりと構築することが最優先と考えております。年々遠方からの来場者はふえる一方で、駅からの移動手段をはじめ、大型駐車場の確保や観覧席の確保など、快適に観覧できる環境整備を行うことがまずは重要であり、玉村町ならではの特色のある花火大会として観光に生かせるものだと思っております。たまむら花火大会を一つの観光資源としてしっかりとした土台づくりをしてから、さまざまな観光素材との組み合わせを工夫し、検討を進めることが質の高い玉村町ならではの観光資源に発展させることができるものと考えております。

また、そのことにより、より多くの観光客の皆さんが来町し、集客力や知名度の向上が図られ、経済効果の向上につながるものと考えております。議員各位並びに町民の皆様のご意見を参考にさせていただき検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解並びにご協力をよろしくお願いいたします。

川端宏和議員の質問 都市基盤分野においては、町が将来にわたって住み続けたいと思われる町であるためには、地域の特性を生かした適正な土地利用とにぎわいのある都市空間の創出とあります。にぎわいのある都市空間の具体策は考えているか。

貫井孝道町長の答弁 5番目の質問にお答えします。

にぎわいのある都市空間の創出についてですが、都市基盤分野においてはにぎわいができるようなインフラをしっかりと整備していくことが必要と考えております。具体的には、現在最優先で事業を進めている都市計画道路事業齊田・上之手線外1線の街路事業等や板井地区で地元の人たちとワークショップを重ねながら進めている都市再生整備計画事業などはその代表的なものとなります。これらの事業を停滞させることなく着実に進捗させていくことは、都市基盤分野においてのにぎわいのある

都市空間の創出することに対して大変重要なことと認識しております。

基盤整備が進捗していく中で、また暮らしやすい、住みやすい、そして住みたくなるまちへと形成されていく中で、ご承知のとおりにぎわいのある都市空間を創出していくには、基盤整備の分野だけで成り立つということはありません。産業・経済分野や教育・文化分野などの他分野の施策を織りまぜることなしでは達成し得ません。「人々がそこで息づいている」ことは、そのまままちの活力となります。人がいてこそにぎわいが沸いてくることから、今後も人と人との交流し、触れ合えるような拠点形成を図っていけるよう、にぎわいのある都市空間の創出に努めてまいりたいと考えております。